# 江戸期大坂西国筋甘藷卸売経路の形成と拡大

---18世紀中期以後の青果物流通----

### 稲垣 建志

- I. はじめに
- Ⅱ. 大阪市中への甘藷移入の動向
- Ⅲ. 西国筋甘藷卸売経路の形成
  - (1) 萌芽--「出売之方」の参入--
  - (2) 確立―「七歩三歩制度」の創設―
- Ⅳ. 取引形態の成熟と販路の拡大
  - (1) 商人構成の変遷
  - (2)「七歩三歩制度」の形骸化
- V. おわりに

キーワード: 甘藷卸売経路、天満青物市場、 仲間組織、「七歩三歩制度」、 仲買同様商人

#### I. はじめに

本稿の目的は、江戸中~後期の大坂で見られた西国筋甘藷(西日本諸国産の薩摩芋)卸売経路の形成・拡大過程を、当時の青果物流通事情の全国的な趨勢として提示することにある。

- 日本の江戸期については、これまで主に商業 史や経済史、都市社会史などが、青果物卸売市 場の史的展開を分析している10。その最大の理 由は、生鮮食料品に特有の取引・組織両面での 形態的な原始性2)が、各方面の課題で簡素かつ 明確な解答を期待させる点にあろう。しかし、 これらには、概して卸売市場を含む当時の青果 物流通事情の実勢的な裏付けが乏しく、他の流 通業種に比較すると、同様の諸方面からの分析 を考えた場合に、それら相互の連関付けや、 各々の発展性の見通しが立たない3)。一般に、 青果物流通の史的展開は、その商品特性により 商人の経営史料がほとんど残らず4)、流通の担 い手の活動は詳細に描写されない。この条件は 時代を遡るほど重く、実際に江戸期の青果物流 通でも、生産者を含む実勢面の史料は僅かで、 訴訟にまつわる制度関連のみが突出している50。 また、青果物流通の担い手の活動は、大都市の
- (1) 主な潮流は、商業史の a) 宮本又次『日本近世問屋制の研究』(刀江書院,1971,792頁) に象徴される制度的研究、経済史の b) 小林茂「近世大阪における「青物」の流通問題」(大阪歴史学会編『封建社会の村と町』,吉川弘文館,1960,1~59頁) に代表される社会体制的研究、都市社会史の c) 吉田伸之「日本近世の巨大都市と市場社会」(歴史学研究612,1990,6~21頁) を起点とする社会関係的研究で、学術的には、この3つがほぼ全ての研究を包括する。因みに、本稿の立場は商業史の a) に近い。
- (2) 詳細は、大野勇『糶の研究』(宝文館, 1937, 297 頁)。
- (3) こうした課題は、藤田貞一郎『近代生鮮食料品市場の史的研究―中央卸売市場をめぐって―』(清文堂, 1972, 257頁) に依拠して展望する限り、史料が僅かな江戸期初頭以前や、反対に豊富な明治期の、特に中期以後では深刻とも言えない。
- (4) 前掲2) から容易に想像される。
- (5) 前掲1)、および全国の生鮮食料品流通の史的展開を整理した『卸売市場制度五十年史 第一巻 本編 I』(食品需給研究センター,1979,1~748頁)に反映されている。同じ生鮮食料品でも、魚介類には多少の経営史料が残存している。

卸売市場を差配する有力問屋の場合でさえ、経営史の視点では魅力のある対象とも言えず<sup>6)</sup>、この点も実勢的な分析の遅れを助長している。ただし、卸売市場を中心とする青果物流通の史的展開は、江戸期について今後も繰り返し注目されると考えられ、その意味でも、分析の困難な実勢面での裏付けは重要となる。具体的には、制度関連の史料に依拠しつつも、従来の商家経営の詳細な吟味とは異なる次善策を見出し、それを代替的な試論とする以外になかろう。

以上に対し、筆者はかつて、特に分析の遅れ た江戸期前半の青果物流通事情の実勢を、都市 の卸売市場の成長過程から窺い、それを卸売商 人の仲間組織の変化として解明したり。対象に は、全国的に有数の規模の大坂天満青物市場を 選び、問屋・仲買の活動の推移を仲間組織の商 人構成の変遷から割り出し、商家経営の直接的 な分析に準ずる知見を得た。実証性での多少の 不安も、当面は経営史料の発掘がほぼ見込まれ ず、この分析結果が現時点での極大値と考えて いる。その上で、一層の研究の進展に目を移す と、前稿で残った課題にも増して、江戸期前半 より実勢面での分析が幾分は容易な同後半も、 研究動向は大差ない状況が浮上する8)。すなわ ち、本稿で取り組むのは、江戸期後半の分析を、 前稿の続編として試みることである。

研究対象の時期を江戸期の前半と後半で区分する理由、および、その上で後半を手掛ける際の難点として、史料の残存状況の他に、分析手

法と関連する次の状況がある。つまり、江戸期 後半では、それまで成長を続けた都市の卸売市 場が、アウトサイダー的な新興商人の台頭で軒 並み衰退に転じ、青果物流通事情の実勢を必ず しく成長を始める卸売市場、ないし同等の卸売 経路に視点を移すが、それらの大部分は幕府の 未公認で、しかも多くが個々の取扱品目に分散 するため、残存史料は豊かでも、単なる断片の 寄せ集めとなり、全体では前稿との直結が期待 できない。実際に、本稿が対象とする大坂でも、 アウトサイダー関連の史料で目立つのは、過半 を占める近郊蔬菜の市場あるいは立売と、若干 の甘藷・果物・乾物・塩干物などの卸売経路の みで10、新興商人の全面的な活動の推移は把握 されない。

従って、唯一の手段は、アウトサイダーでも 当時のそれらの成長過程をよく象徴し、史料も 揃った事例から、前稿との連関を図ることに絞 られよう。この意味で、江戸期後半の大坂に、 西国筋甘藷(西日本諸国産の薩摩芋)卸売経路 の関連史料が数多いのは、まさしく渡りに舟で ある。次章で詳述するが、甘藷は遅くとも享保 期(1716~35)頃から大坂市中への移入が始ま り、補食ないしは主穀代替食物として、安永期 (1772~80)には青果物全体でも一、二の流通 規模を誇る主要品目となった<sup>111</sup>。青果物として は特異な用途、それに保存の良さから、天満青 物市場の独占に帰属し難く、瀬戸内以西産では、

<sup>(6)</sup> 主な関心は、江戸期前半の淀屋や同後半の鴻池・ 住友・三井など、当時の経済や商業を象徴する事例 に向けられる(作道・三島・安岡・井上『日本経営 史』、ミネルヴァ書房、1980、11~70頁)。

<sup>(7)</sup> 拙稿「江戸期大坂天満青物市場の成長過程について一18世紀後期までの青果物流通事情の一端一」(市場史研究17, 1997, 111~130頁)。

<sup>(8)</sup> 前掲5)。

<sup>(9)</sup> 前掲5)。

<sup>(10)</sup> 例えば、最近の主な研究に、前掲1) b) に続く 近郊蔬菜のa) 荒武賢一朗「幕末期大坂近郊農村と青

物流通」(大阪の歴史 増刊号,1998,197~222頁)、同1) c)に依拠した甘藷の b)八木滋「大坂・堺における薩摩芋の流通」(大阪市立博物館研究紀要31,1999,33~48頁)などがある。乾物と塩干物は、江戸期の初頭に天満青物市場から派生した側面を持ち(c)酒井亮介「大坂の生鮮食料品市場の成立とその沿革」、大阪市公文書館研究紀要16,76~123頁)、生鮮品の性格も薄い。

<sup>(11)</sup> 前掲10) b) では、西国筋ほど取引規模の大きくない大坂近郊の甘藷が主に分析されている。

遅くとも延享期(1744~47)にアウトサイダー 的な卸売経路が発生し、その経緯が既得権益と なり、安永7年(1778)には条件付きで幕府の 公認を得ている。乾物や塩干物などと同じく、 青果物卸売市場から派生した卸売経路12)の性格 を持ち、純粋なアウトサイダーとして理解すべ きでない部分もある。しかし、集荷圏の広さと 取引規模の大きさで、当時の天満青物市場が最 も警戒し、統制に腐心した例の一つには相違な く13)、分析対象としては相応しい。この卸売経 路の担い手は、天満青物市場に付属の地位で問 屋・仲買と近似した仲間組織を結成し、勢力を 拡大し市場の商圏を侵蝕し続け、公認当初の条 件を逸脱して行った。天満青物市場は、幕末ま での争論で、この担い手に幾度となく全員の所 在を報告させ、その活動を規制したが、偶然に も、このことが仲間組織の商人構成の変遷を史 料の中に刻み込む契機となった。江戸期後半の 青果物流通事情について、アウトサイダーの商 家経営の推移が幕末まで分析された事例はな く、本稿はその捨て石ともなろう。また、本稿 は明治期以後の、中央卸売市場法の制定へと結 実する青果物卸売市場の制度的変化とも関連し単、 その方向への配慮が不可避となる。これも、従 来では研究の事例がなく、やはり江戸期の青果 物流通事情の解明は遅れている。

#### Ⅱ. 大坂市中への甘藷移入の動向

甘藷が琉球・薩摩方面に伝播したのは16世紀 末~17世紀初で15)、主に救荒・主食代替作物と して重宝され16)、西日本諸国では18世紀初から 本格的に普及した170。対馬の例で示すと、正徳 3年(1713)の導入後は、元文5年(1740)が 1万7千俵、寛政期(1789~1800)が11万俵、 そして幕末が16万俵と増産し18)、また大坂周辺 では、元禄期(1688~1703)の和泉国大鳥郡内 の旱損対策を端緒に19、享保期(1716~35)に は和泉・河内の諸村・新田20)、天保期(1830~ 43) には摂津の全域21)へと浸透している。主産 地は、維新直後の明治7年(1874)の数字によ れば、肥前(長崎)・肥後(白川)・伊予(愛 媛) · 讃岐(名東) · 日向(宮崎) · 安芸(広 島)など瀬戸内以西の諸国で、大坂周辺を含む 畿内近国(大阪・堺)は意外に目立たず(第1 表)、これは、幕末の大坂市中への移入比率、 すなわち四国・九州産と畿内近国産との10対1 に照応している220。その当時の移入量は、維新

<sup>(12)</sup> 前掲10) c)。

<sup>(13)</sup> ただし、天満青物市場の青果物の総取引量は、甘 蕗の移入が始まる18世紀初頭の数字のみ、「青物」 「柑類・なり物」「瓜・茄子」の形で確認される(前 掲7))

<sup>(14)</sup> 魚介類では、前掲3) (255~278頁) に先駆的な分析が見られる。

<sup>(15)</sup> 宮本常一『甘藷の歴史』(未来社, 1962, 19~24頁)。

<sup>(16)</sup> 当時の甘藷の食用・栽培法は、文政元年 (1818) の 越智直澄編『甘藷記』(『日本農書全集70 学者の農書 2』,農山漁村文化協会,1996,205~252頁) に集成 され、そこには享保20年 (1735) の青木昆陽「蕃藷考 (薩摩芋功能書並ニ作り様の伝)」も含まれる。

<sup>(17)</sup> 前掲15) (214頁) および小林仁『サツマイモのき た道』(古今書院, 1984, 53~71頁)。最大の契機は 享保17年 (1735) の蝗害で、突然変異の頻繁な甘藷

は品種が多く、伝播の経路も錯綜した。

<sup>(18) 『</sup>長崎県の歴史』(山川出版社, 1998, 253~256頁)。

<sup>(19) 『</sup>大阪商業史資料 第25巻』(大阪商工会議所, 1964,307~310丁)。現在の堺市中区東山付近に薩摩 から種芋が取り寄せられた。この一帯には「半田山」 の通称があり、それが当時の天満青物市場では甘藷の 代名詞ともされた。

<sup>(20)</sup> 現在の柏原市・八尾市・交野市・東大阪市・堺市 美原区など。

<sup>(21)</sup> 中心は現在の尼崎市・大阪市の海岸・河口付近に 広がる新田地帯。文政期(1820代)には晩生から早生 へ品種の転換が進んだ(前掲19),307~310丁)。

<sup>(22)</sup> 前掲19) (307~310丁)。下って明治27年 (1894) では、伊予・讃岐・肥前などからの移入が目立つ (『大阪府誌 第1編』,大阪府,1903,148~223頁)。

第1表

生産額(単位・円)

130,747

西日本諸国の甘藷生産額(明治7年(1874))

府県名 (現府県域)

宮崎

| / 17 / 17 / 17 / 17 / 17 / 17 / 17 / 17 | (光州 宋以) | 工座領 (平位・门) |
|---|---------|------------|
| 京都                                      |         | 19,655     |
| 堺                                       | (大阪南部)  | 59,110     |
| 鳥取                                      | (鳥取西部)  | 16,730     |
| 島根                                      |         | 21,111     |
| 浜田                                      | (島根西部)  | 19,924     |
| 岡山                                      | (岡山東部)  | 11,184     |
| 小田                                      | (広島東部)  | 38,934     |
| 広島                                      | (広島西部)  | 115,806    |
| 名東                                      | (香川・徳島) | 134,421    |
| 愛媛                                      |         | 158,579    |
| 高知                                      |         | 58,117     |
| 福岡                                      | (福岡中部)  | 36,544     |
| 佐賀                                      |         | 26,606     |
| 長崎                                      |         | 628,406    |
| 白川                                      | (熊本)    | 385,431    |
| 大分                                      |         | 75,277     |

資料:『神田市場史 上巻』(神田市場協会, 1968, 248~249頁)。

注:生産額が各府県で3位以内、かつ10,000円以 上の場合に限り掲載。なお、鹿児島県は価格 不詳により数値なし。

後ながら辛うじて推計が可能な、明治20年代 (1888~97)の大阪市中の人口約50万に対する、 最低2万石から換算すれば<sup>23)</sup>、人口約30万に対 する1万石強と見積もられる。

甘藷の商品化は、大坂周辺に多い近郊蔬菜としての栽培<sup>24)</sup>を除けば、あまり積極的に行われた形跡がなく、農家経営上も概して副収入源と目された。例えば、伊予の様子を見ると、甘藷

の生産は明治期でも「海岸及島嶼は麦と甘藷に 雑魚を常食とし米穀は甚だ稀なり、山間僻邑に 至ては玉蜀黍を常食とし甘藷・稗・栗・木実割 並橡の類、樫実・栗を以て補助とし米穀尤稀な り」、また「山村は麦・あわ・ひえ・甘藷・と うもろこし等にわずかに米を混用、島・沿岸地 方は甘藷・麦単用又はそれに一~二分の米・麦 を混用」と、自家消費が基本となっている250。 しかし、その普及の広汎さから、諸都市への流 入量は、青果物の全品目の中でも一、二を争う 規模となり、実際に安永期(1772~80)の大坂 市中では、「(天満青物) 市場の薩摩芋一品トさ こは(=雑喉場生魚市場)一ヶ年ノ売高ト同格 ノ由ヲ云 | 26) とさえ謳われた。西日本諸国から は、俵詰めを大小の廻船が100石単位で積み入 れ27)、安治川・木津川の河口の船着場(第1図) に廻着後は、慣例で船宿に市中川船(上荷・茶 船)への積み換えが委託された28)。船宿とは 「荷主・船宿と問屋の間に介在して、荷物の世 話をなし、船宿口銭を徴収せるもので・・・・荷物 の世話をする外、船に必要なる錨・綱・食料品 等の船用品を供給する」、荷物・船用品の周旋 者で、「後には・・・・付随的ながら、いづれも商 品の売買をも行ふに至り、問屋類似の営業をも なすに至った | 背景を持つ29)。 甘藷は保存が良 く、このことが、船宿の「問屋類似の営業」、 つまり荷物を天満青物市場の問屋ではなくアウ

<sup>(23)</sup> 大阪市中の人口は、『明治大正大阪市史 第2巻 経済篇 上』(大阪市役所,1933,109~156頁)。甘藷 の移入量は、天満青物市場への入荷量として前掲22) (148~223頁)。

<sup>(24) 『</sup>狭山町史 第1巻』(狭山町, 1967, 261頁)。集約 的に肥料が投下された。また、前掲21) の新田地帯で の品種転換も、こうした作付を示唆する。

<sup>(25)</sup> 飛鳥井雅道『近代愛媛の開化』((財)愛媛県文化振 興財団,1986,95~115頁)。

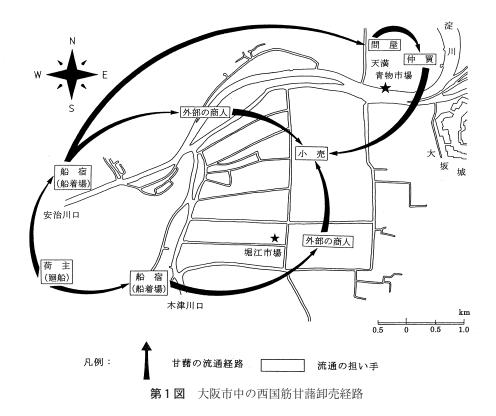
<sup>(26) 『</sup>天満青物市場沿革並管理法』(大阪市立中央図書 館蔵,9丁)。( ) 内は筆者。

<sup>(27)</sup> 廻船の種類・航路は、a)豊田・児玉編『交通史』

<sup>(</sup>山川出版社,1970,252~442頁)。伊予の島嶼部からは、百石積みの「芋船」も来航した(b)『瀬戸内の島々の生活文化』,愛媛県生涯学習センター,1992,42~57頁)。

<sup>(28)</sup> 上荷船は20石積み、茶船は10石積みで、市中堀川沿いに荷物を積み届けた(幸田成友『江戸と大阪』, 冨山房,1995,90~108頁)。これらは河口から堺・尼崎などへ出航でき、大坂近郊の荷物を単独で市中に送り込む場合もあった。

<sup>(29)</sup> 前掲1) a) (268~272頁)。なお、乗組員の宿は 「小宿」で、船宿による兼営も多いが別の業種となる。



トサイダー的な外部の商人に引き渡す(第1 (1830-

大坂市中への本格的な甘藷の移入は、おそらく京都で焼き芋屋が誕生した享保期(1716~35)に始まるが<sup>31)</sup>、以後の推移は不明である<sup>32)</sup>。主な用途は間食と補食で<sup>33)</sup>、小売銭価が天保期

図)、への大きな誘因となった300。

(1830~43) に1貫目60~70文と、米の1貫目240~250文より破格なため<sup>34)</sup>、米の端境期を含む秋~冬季には庶民の貴重な食糧となった。各戸で蒸す・焼くなど調理されたが、安永~天明期(1772~88) には、甘味を活かした嗜好の用途も数多く見出され<sup>35)</sup>、深く食文化に根付いて行

<sup>(30)</sup> 明治初期の東京の神田青物市場を他の著名な例に とれば、糶糴が混じる青果物一般に対し、甘藷は相対 が原則とされた(a)『神田市場史 上巻』、神田市場 協会,1968,385~406頁)。また、江戸は市中に神田 を始め多数の青果物卸売市場が散在しており、甘藷の 卸売経路も市場と重複しつつ別枠で形成され、市中を 覆っていた(b)佐藤隆一「薩摩芋取引をめぐる在方 荷主と江戸商人」、日本歴史401、1980、39~52頁)。

<sup>(31) 『</sup>図説 江戸時代食生活事典』(有山閣, 1996, 161 ~162頁)。

<sup>(32)</sup> 江戸では、「痰の毒」(喉につかえる意か) との俗 説で普及が遅れた (前掲15), 214頁)。

<sup>(33)</sup> 前掲16)、および朝倉治彦編『事物起源事典 衣食 住編』(東京堂出版、1970、389~390頁)。補食には

<sup>「</sup>カンコロ (サイコロ状の干し芋で、飯米に混ぜる)」 が代表的。

<sup>(34)</sup> 米1石=40貫、銭1貫目=1000文で計算。a) 小野武雄『江戸物価事典』(展望社,1998,132~133頁)、b) 三井文庫編『近世後期における主要物価の動態』(東京大学出版会,1989,125頁)、およびc) 宮本又次編『近世大阪の物価と利子』(創文社,1963,391頁)による。従って、当時の大坂市中への甘藷移入額は、銭1貫目=銀10匁、甘藷1石=30貫で推計すれば、銀180~210貫目となり、元文元年(1736)の天満青物市場の総取引額750~850貫目(前掲13))に対比させても、その主要品目としての重要性が傍証される。

<sup>(35)</sup> 原田信男編『料理百珍集』(八坂書房, 1997, 183 ~206頁)。調理法は120種類以上に及ぶ。

った。また、同時に大坂市中でも焼き芋屋が一般化し<sup>36)</sup>、幕末まで増加の一途を辿り<sup>37)</sup>、嘉永4年(1851)の喜多川守貞『守貞漫稿』<sup>38)</sup> には、「蒸芋売」の名称で「京阪ニテハ蒸シテ売ル、店僅ニ四五戸アリ、又荷テ巡リ売ルアリ・・・・売リ詞ニ「ホッカリ 」ト云、意ハ温ノ貌也・・・・又京阪ニモ焼芋店アリ、多クハ路傍ニ小店ヲ携へ出テ売之、或ハ小戸ニテ売、共ニ行灯アリ、「○やき」全著ノ謎也、又「八里半」ト誌スアリ、栗ノ美味ニ近キノ謎也、栗ト九里ト和訓近キ故也・・・・甘藷ハ三都共ニ冬ヲ専トス」とある。

#### Ⅲ. 西国筋甘藷卸売経路の形成

西国筋甘藷のアウトサイダー的な新興商人の活動は、幕末まで続く天満青物市場との争論に関連した史料からのみ観察される。その初出は、大坂市中への甘藷の移入が始まって20~30年後の延享期(1744~47)で、当時は甘藷の消費がようやく庶民に認知され、少しずつ浸透する、言わば普及の段階に相当する。新興の卸売経路が市場の外部に定着し、両者の争論が顕在化するのは、甘藷の消費が食文化に根を下ろす安永期(1772~80)で、この頃には卸売経路の担い手が流通の表舞台に登場し、幕府から活動を条件付きで容認される。以上の経緯は、アウトサイダーの成長過程を究明する本稿の主旨から見れば、本来は対象外とも言えよう。しかし、そこには担い手が経営を拡大させる前提ないし基

盤が示され、かつ甘藷専門の卸売経路が青果物卸売市場から派生する様子<sup>39)</sup>も描写できるため、検討する意義は大きい。以下では、延享期を萌芽、安永期を確立と定義付け、時期別に市場との利害関係を整理して、条件付きで卸売経路が形成される過程を把握する。

#### (1) 萌芽--「出売之方」の参入--

以下の史料が示すのは、安治川・木津川の河口の船宿と、そこへ甘藷を買い付ける天満青物市場の外部の商人が、新興の卸売経路を形成する萌芽の様相である。長文になるが、行論上の都合から全文を掲げる。

#### 一札之事40)

一、此度西国筋琉球芋之儀、当年者干水二而船 通路難儀候故、小今年次安治川其外船着之場 所ニ而勝手ニ売可申旨荷主方は申来候、是以市 場仲買之内又々出買方は他所江買ニ被参候仁 有之、依而ヶ様ニ申来候、ヶ様ニ候得者、市場 江ハ荷物不参候間、次第二当所衰微ニ罷成、 ②差当ル問屋者不及申大勢之仲仕等迄難儀至 極之儀尤存候、《《依之今度問屋之内者不及申 出売之方江も、他所江出買ニ不参候様ニ御堅 メ被成候旨被仰聞承知仕候、然ル上者、(小仲) 買之我々迄も市場ニ而渡世仕来候儀ニ候得者、 市場繁盛之為ヲ以、仲買中他所ニ而出買仕間 敷候、勿論仲買ゟ違乱無之候様急度吟味可申 候、万一違変之仁有之者、其節如何様とも可 相成候、右相違為無之、銘々得心之判形仕、 則問屋年行司江預ケ置候處無紛候、為其一札 如件

<sup>(36)</sup> 渡辺善次郎『巨大都市江戸が和食をつくった』(農山漁村文化協会,1988,82~128頁)。都市では田沼期 以後に外食文化が発達した。

<sup>(37)</sup> 前掲10) b) に、「半田山」産(前掲19))の関係で示唆がある。また、明治15~16年(1882~83)の小売商人が、「青物」1000名強、「果物」500名弱とされる(酒井亮介「近世・近代大阪の小売商―生鮮食品を中心に一」、市場史研究17,1997,131~144頁)。ただし、笊振りの行商人は不詳。

<sup>(38)</sup> 朝倉治彦編『合本 守貞漫稿』(東京堂出版, 1988, 102頁)。焼き芋が名物の「江戸ニテハ蒸芋アリト雖モ焼甘薯ヲ専ラトス、売之店数戸挙テ数ベカラズ、又阡陌番小屋ニテ売之、価京阪ヨリ賎シ」。

<sup>(39)</sup> 前掲10) c)。

<sup>(40) 『</sup>天満青物市場仲買仲間記録』(大阪城天守閣蔵(南木コレクション),41~44丁)。下線および()内は筆者。

- 一、<sub>(5)</sub><u>右仲買之組合心底相改候</u>間、問屋中β此 上を仲買之吟味被成、壱人ニ而も不埒之者有 之者、早速問屋中仲買中両方立会相談之上、 如何様ニ被仰候共、一言之申分無御座候事
- 一、<sub>(6)</sub> 右組合之外出売之仁も同事被成被下候事 一、<sub>(7)</sub> 問屋中之内茂急度御吟味被成可被下候、 尤問屋中之儀茂仲買中ゟ是又吟味仕、不埒之 人壱人ニ而も御座候ハ、、早速組合逐扱正路 相改可申事

右之通組合申合違変無之、給之連判如此御座 候、以上

#### 延享三寅年八月

右之連判形相済申候、<sub>(8)</sub> <u>然ル上者右組合之内</u> 江何時成共入用之節者御売可被下候、万一割 方御越無之候ハ、、銘々不勝手ニ御座候得者 猥ニ可相成候間、為後日仍テ如件

#### 延享三寅年九月

(仲買) 惣組合連判

主意は、市場の問屋・仲買、そして「出売之方(仁)」の三者が、市場の繁盛を期し(下線(2)(4))、安治川・木津川などの「船着之場」、つまり船宿への「出買」(下線(1))を、互いに自粛し合う協定である。当時は、問屋と仲買の仲間株が幕府から公認される前で、両者の業務内容の区別も不明確であった。公認後の明文化された定義によれば、問屋は「市場中へ(荷主より)ケ様之品参り候と触流仕候へば、仲買文は出売之者、其外町方荷なひ売・八百屋・小店等迄寄集り候上、市を立(=糶羅にかけ)、売

渡申候」<sup>41)</sup> 商人であり、仲買は「問屋へ荷物参り候節、私共立合せり買に仕候而、八百屋・小商人迄・・・・遣し申候」<sup>42)</sup> 上で、「問屋中之客先江参り、荷物直買為致申間敷候」<sup>43)</sup> 商人である。「出買」とは、「市を立」てる前に、「客先江参り、荷物直買」する取引で<sup>44)</sup>、仲買が及べば問屋への越権行為となる。

当時の問屋は仲買を兼営でき、実際に、安永元年(1772)の仲間株公認時には、仲買が「問屋にて仲買同様之商内仕候儀も、是迄私ども仕来りに御座候へども、此儀は仲買より・・・・向後商内之儀相止め呉候様申候に付・・・・向後問屋一件にて、仲買同様之商内は不仕候趣掛合相済」450と申し出ている。また、「出売之方」は、上記した問屋の業務内容の定義(上点部分)に「仲買又は出売之者」とあり、ほぼ仲買と同格の商人である。注目すべきは、「出売之方」460が、問屋の糶糴にも外部から参入している点で(下線(6))、剰え、問屋に事実上の内談を取り付け(下線(3))、市場に専属の商人である仲買を(下線(5))、問屋への買い付けから締め出す(下線(7)(8))、雰囲気も見られる470。

#### (2) 確立- 「七歩三歩制度」の創設-

その約30年後には、上述の新興商人たちが、 市場から独立の仲間組織として幕府に公認され、甘藷専門の卸売経路の確立に至る。発端は、 安永7年(1770)に、市場の仲買が、安治川口 の船宿まで甘藷の買い付けに出た外部の商人4

<sup>(41)</sup> 黒羽兵治郎編『大阪商業史料集成 第1輯』(大阪 商科大学経済研究所,1934,277~279頁)。傍点およ び()内は筆者。

<sup>(42)</sup> 前掲40) (34丁)。

<sup>(43)</sup> 前掲40) (37丁)。

<sup>(44)</sup> 売り上げを見込んだ相対 (前掲30)) での買い付け と考えられ、糶糴より小売を顧客として獲得するのが 容易となる。

<sup>(45)</sup> 前掲41) (279~280頁)。仲買の公認もほぼ同時である。また、明治初期の神田青物市場でも(前掲30)

a), 321~383頁)、問屋が「仲買同様」に甘藷を取引 した。

<sup>(46)「</sup>出売」が最も多いのは近郊蔬菜で、その場合は外部の商人が市場近辺に出向して荷物を売り捌く形態となる(前掲1)b)·10)a))。

<sup>(47)</sup> 宝暦2年(1752) に、仲買は問屋から蜜柑・柿など主要12品目の優先的な買い付けの権利を取得する(前掲40),28~30丁)。12品目の過半は、甘藷と同様に保存性の良い果物・乾物である。

名を、「市場所之外ニ而罷在、無株ニ而青物類仲買同様之商売仕候」48)と告訴したことにある。この4名は、「薩摩芋商売之儀、凡六拾年已然か仕来り申候所、近来市場仲買共、安治川表立出買ニ参り申候・・・・天満仲買之儀、天満ニ限り申候事与奉存候」49)と反論し、表面上は違う印象ながら、実質的には延享期の「出売之方」の延長上にある。仲買は、これらを「市場所之外」から内へ、つまり30年前の「出売之方」の段階に戻そうと試みるが、4名も、上記(上点部分)の通り「天満仲買之儀、天満ニ限り申候事」と譲らず、訴訟は長期化する。結果的には、船宿へ廻着した甘藷を7対3に分割する制度の発足となるが、その事由は以下のように整理できる。

まず、仲買の摘発の根拠は、「積合せはしたもの参り候節者船宿江上ゲ置、仲買共参り買請申候処、其後町方荷ひ売仕候者共江も被売渡候事有之候、其後仲買同様之売方仕候ものも出来仕候得とも、壱両人之儀ニ候得者・・・御願奉申上ヶ儀も恐多・・・・其保ニ差置候処、是ヲ見習ひ壱両年数多新規ニ手広く仲買仕候」500にある。仲買の「出買」は、問屋の糶羅に及ばない「はした」荷物の「買請」で、言わば「町方荷ひ売」の買い付け同然であった。これには問屋も続き、同じ市場に専属との大義名分から、「船宿ニ而も少々宛内証ニ而町売之者江相捌候様子承り候儀有之候へ共、是ハ聊成儀・・・・市場江も下地ニ不相替荷物多着仕候事故、嵩御願奉申上候儀恐

多・・・・差扣罷在候」51)と仲買の支持に回る。

しかし、船宿は「私共問屋并船宿数年来仕、 甘藷引受渡世仕来り罷在候処・・・・若渡世差留り 候而者、不及申下方荷主迄も不捌ニ御座候・・・・ 并ニ仲買渡世之者(=「町方荷ひ売」) 共数年 来右渡世仕来り候」52)と、自己の「問屋類似の 営業 | を引き合いに、4名を弁護する。つまり、 船宿の荷物「引受」は、産地(「下方」)・船宿 (「荷主」)、そして「町方荷ひ売」の全てに都合 が良く、その既得権益には正当性があった。加 えて、船宿の主張が町奉行に吟味される裏側で、 市場の問屋は、「聊成儀」から摘発を「差扣罷 在」りつつも、長らく仲買や「町方荷ひ売」の 「出買 | を放置した不審点の釈明に追われてい た53)。そこで、船宿10名と「町方荷ひ売」16名 は好機と見たのか、市場に対抗して「問屋仲買 株」35枚を出願し54、幕府の公認を得ようとし た。当初は市場の異議で挫折しかけたが、現実 的に、取引の現場を市場の内部へと戻すのは不 可能であった。裁定は町奉行から惣年寄へ移り 55)、10年前・5年前・当年の甘藷取引高が検討さ れ50、最終的に船宿への廻着分の7割を問屋へ、 3割を「町方荷ひ売」へ、との条件で新興卸売 経路の存続が容認された。

以上の分配関係を、本稿では便宜から「七歩三歩制度」と称する。その条項は、問屋38名―船宿10名、および仲買82名―「町方荷ひ売」16名、で二様に制定され<sup>577</sup>、表面上は前者に根幹がある(第2表)。すなわち、甘藷の7:3の

<sup>(48)</sup> 前掲40) (46~48丁)。

<sup>(49)</sup> 前掲40) (48~50丁)。上点は筆者。

<sup>(50)</sup> 前掲40) (57~58丁)。

<sup>(51)</sup> 前掲40) (63~66丁)。

<sup>(52)</sup> 前掲40) (59~61丁)。上点および() 内は筆者。

<sup>(53)「</sup>仲買者出買仕間敷申合先達而問屋江証文差入置、内証ニ而安治川出買仕候不埒成儀、此事、并ニ問屋へ 先達而ゟ町方ニ仲買有之、并ニ船宿問屋同様之売方致候 ヲ其保差置候者延引之段、此訳・・・・以書付可申上」 (前掲40),54丁)。「町方荷ひ売」に加え船宿との内通

も推察されるが(前掲51))、仲買とほぼ同時に仲間株 を公認された立場が、ここでは皮肉にも足枷となって いる。

<sup>(54)</sup> 市場の仲間株は問屋40枚・仲買150枚である。

<sup>(55)</sup> 惣年寄とは、民(町人)の立場で市中の世話役となる世襲の名誉職で、町奉行が官(武士)の立場で取り締まるのと好対照をなす(前掲28),35~70頁)。

<sup>(56)</sup> 前掲40) (66~70丁)。

<sup>(57)</sup> 市場の問屋・仲買数は前掲7)。

#### 第2表 「七歩三歩制度」の条項(安永8年(1778))

------〔問屋—船宿〕-

- (1) 我々(船宿)共へ致着船候荷物俵高之内、譬者百俵之内七拾俵者天満市場問屋中之売捌、残り三拾俵者我々とも人数之内=て売捌相対之事
- (2) 代呂物甲乙有之候へ者、右三歩・七歩割方ニ準し可申候。勝手ニ撰取、相互ニ致間敷候事
- (3) 三歩売捌之義、我々(船宿)とも人数ニ相限り可申候。此外船宿ニて取扱致候儀、見聞次第早速各々(問屋) 方へ為相志可申候。
- (4) 是迄之通り右人数之船宿へ着舟無之、市場へ直々積付荷物者、是迄之通り市場ニて不残売捌可被成候。是迄 船宿へ着船無之市場へ積送り候荷物たりとも、此以後右人数船宿へ着仕候へ者、七歩・三歩ニ取分可申事。
- (5) 直組之儀ハ市場両川口同日=而も、時=寄り相場高下有之事=候間、右相庭=不拘、七歩・三歩之割方=て急度相互=取分可申事。
- (6) 琉球芋之外生姜・蜜柑・西条柿・栗類・牛房、此外菓物・漬物・干物、其外青物並市場ニ取扱ひいたし候もの、一切取捌堅く致間敷事。

―〔仲買―町方荷ひ売〕 –

- (1) 三歩通芋船宿 お 我々 (町方荷ひ売) 共買請候節者、各々 (仲買) 方与立会銘々勝手買請、我々共方江買請候 芋之高ニ応し、壱歩通之口銭、各々方江差出可申候。
- (2) 我々(町方荷ひ売)共市場問屋中ゟ芋買請候儀有之候者、右芋之口銭者弐歩通差出可申候。

史料:『天満青物市場史料 上』(大阪市史料調査会, 1990, 67~72頁)。

『天満青物市場仲買仲間記録』,(大阪城天守閣蔵(南木コレクション),73~76丁)。

注: ( )内は筆者。

原則(条項(1))は、船宿を10名に限定し(条項(3))、品質や相場の不平等を排除し(条項(2)(5))、産地や船宿の意向を尊重し(条項(4))、甘藷以外には適用しない<sup>58)</sup>(条項(6))など、細部にわたり印象が厳格である。しかし、その運営上の本質は、むしろ僅か2つの条項の後者に見出される。つまり、取引には仲買が介入し(条項(1))、「町方荷ひ売」16名に対して、船宿での「買請」分には取引額の「壱歩通之口銭(=1%の手数料)」が(条項(1))、また問屋での分には「弐歩通(=2%)」の「口銭(=手数料)」が(条項(2))徴収され、「出買」に加え、市場内での「出売」にも、仲買の権限が貫徹する。言わば、新興卸売経路は市場の付属と

なり、「出買」ないし「買請」の担い手は、「仲 買渡世之者」ではなく文字通り「町方荷ひ売 (=小売)」の地位に固定される。

#### Ⅳ.取引形態の成熟と販路の拡大

前章の経緯から注目されるのは、新興卸売経路の存続を保障する「七歩三歩制度」の方針が、まさに大坂市中の庶民の意向を代表する惣年寄の料簡で打ち出された、その帰結である。これは、甘藷の商品特性や社会的意義を踏まえた穏当な配慮と言え<sup>50)</sup>、根底には、疑いもなく船宿まで「出買」に走る「出売之方(=仁)」、つまり「町方荷ひ売」=「仲買渡世之者」の台頭が

<sup>(58)</sup> 蜜柑・西条柿・栗類は、前掲47) の主要12品目に 含まれる。明治初期の神田青物市場では(前掲30) a), 321~383頁)、甘藷と果物が取引の季節的な繁閑差を

相殺するため、果物専門の有力問屋が主に甘藷を扱った。

<sup>(59)</sup> 前掲33) ・40)。

第3表 西国筋甘藷卸売経路の構成員の変遷

#### A 仲買同様商人の系譜

|                  |   |                   |        |  |                         |              |                           |                     | C > >  C   C   C   C   C   C   C   C   C |                              |
|------------------|---|-------------------|--------|--|-------------------------|--------------|---------------------------|---------------------|--|------------------------------|
|                  |   | 年2月>20名           | <享和    | 3年2月> 18名  | ,                       | <享和3         | 3年11月><br>17名             | <文化6                | 年10月><br>16名                             | <文化8年10月><br>13名             |
| 安                | 難波屋   | L. IT 2007        |        | 工 上 2007 ( 口 ) ***                               | P-4P-                   |              | . II. II 76 1 I           | ' \                 | L T 707                                  | 13名<br>—— 半 六<br>源兵衛         |
| 播・周              | 播磨屋河内屋  | 里次郎<br>喜兵衛<br>浩次郎 |        | 平石解門 (二)   |                         | · 万 屋        | 権三郎(ネ                     | ) ———               | 権三郎 —                                    | —— 権三郎                       |
| 摂・泉阿・阿           | 丹波屋<br>大黒屋<br>嶋 屋                             |                   |        | 藤兵衛 (へ) 利兵衛 (ト) ― 平兵衛 (リ) ― 丈兵衛 (リ) ―            |                         | et dis2. 12. | a 上 二 / L                 | 1                   | 2 本 丘 体4                                 | 油 丘体:                        |
| 室 肥              | <ul><li>亀 屋</li><li>古金屋</li><li>平野屋</li></ul> | 十 八 —<br>六兵衛      |        | 十 八 (メ)  |                         |              | 喜 助 (囚                    |                     |  |                              |
| <i>n</i> Lj      | 大和座<br>和泉屋                                    | 滕右衛門 -<br>吉右衛門 -  |        | 伊兵衛(ル)<br>藤右衛門(ヲ)<br>吉右衛門(ワ)<br>治兵衛(カ)           | *** → <u></u> <u> </u>  | 余 厔          | 源共館(ワ                     |                     |  | 源兵衛                          |
|                  | 家内屋   | 治右衛門<br>長右衛門      | 米 屋柳井屋 | 市兵衛 (ヨ)<br>長右衛門 (タ)                              |                         | 阿波屋          | 宗兵衛(ノ- 市丘衛(ヨ              | )                   | 宗兵衛 — 市丘衛                                | ——— 文右衛門<br>——— 惣兵衛          |
|                  |   |                   |        | 伊兵衛(レ)<br>伊兵衛(ソ)                                 | -                       | - 伊勢屋        | 九兵衛(团                     | ) ——                | 九兵衛 —                                    | —— 九兵衛<br>長濃屋 長右衛門           |
|                  |   |                   |        |  | B船宿                     | の系譜          |                           |                     |  |                              |
| 映                |   | 12名               |        | < 天明 4 年<br>8 名<br>—— 六兵衛(<br>—— 五郎右衛<br>—— 新治郎( | (Δ) *                   |              |                           | 5年11月><br>8名        |  | <安政元年12月><br>7名              |
| 備<br>讃<br>播<br>讃 | 綿 屋   | 太 助 —             |        | 大 助 (<br>  | (D) **<br>(E) ——<br>(F) |              | 嘉<br>——— 伊                | 助 (F'<br>丘衞 (G'     | ) ****<br>)                              | —— 嘉 助<br>—— 伊丘衞             |
|                  | 小豆嶋唇<br>升 屋<br>和泉屋<br>吉備屋                     | 吉 松<br>元四郎        |        |  |                         | 讃            | 竹島屋 作<br>米 屋 屋 五<br>次路屋 太 | 助 ( J ) -<br>郎右衛門 ( | K) ———                                   | —— 作治郎<br>—— 重 助<br>—— 五郎右衛門 |

ある。卸売経路の天満青物市場に対する取引上の優位さは、まず安治川・木津川の河口へ容易に往来できる地理的な側面を第一とするが、その一方で、担い手の活動は、以後の大坂市中で高まる甘藷の商品性を如実に反映し、典型的なアウトサイダーよろしく、幕末まで取引形態の成熟と、市場の商圏の侵蝕を進展させ続ける。以下、船宿と「町方荷ひ売」の商家経営の実態、およびその推移を商人構成の変遷から分析し、「七歩三歩制度」が次第に効力を失い、形骸化

する深層に踏み込む。

#### (1) 商人構成の変遷

既述の通り、新興卸売経路の担い手は、天満 青物市場の問屋・仲買との争論を長らく繰り返 す中で、その活動を規制される一環として、人 員の所在を幾度か報告させられている。それを 可能な限り抽出したのが第3表で、船宿のB に対し、Aの「町方荷ひ売」を実際の業務内 容から仲買同様商人と称し、それらを屋号別に

| < 5               | 安政元年10月><br>8名        | <安政3年6月><br>9名<br>利助(イ'')                   |
|-------------------|-----------------------|---|
|                   | 与三郎 (ハ'')-            | —— 庄兵衛(ロ''')<br>—— 与三郎(ハ''')<br>—— 清兵衛(ニ'') |
|                   | 久兵衛(ホ')—              | —— 久兵衛 (ホ'')                                |
| 淡路屋<br>但馬屋<br>大笹屋 | 為 七 (ヤ) ―― 音 吉 (マ) ―― | 作次郎(ク')<br>為 七(ヤ')<br>吉(マ')<br>次郎兵衛(ケ)      |

- 源兵衛(ウ')

史料:『天満青物市場仲買仲間記録』(大阪城天守閣蔵(南木コレクション),41~133丁)。 永市壽一『天満市場誌 上』(天満青物市場,1929,623頁)。

『天満青物市場史料 上』(大阪市史料調査会, 1990, 143頁)。

注 : 名前の右側のA (カタカナ)・B (アルファベット) は第3図 に対応し、(□) は借家でなく、\*~\*\*\*\*は、互いに大家あるい は支配人が同じ。名前の左側の国名・国名は、『摂津難波丸綱 目』の延享版・安永版のいずれかに諸国問屋・船宿として確認 でき、国名は、阿=阿波,播=播磨,讃=讃岐,周=周防,肥=肥前,摂=摂津,泉=和泉,安=安芸,淡=淡路,備=備中,豊=豊後。名前と名前を矢印で結んであるのは、互いに町名が 同じことを示す。

系譜化した。そして、さらに同じ史料から、第2図として、AとBの店舗の所在地(町名)がほぼ同時に分かる、(a) 天明~享和(1781~1803)および(b) 嘉永~安政(1848~59)の2時期を図化した。商人間で取引業務が継承ないし譲渡される際には、一般的に分家・別家など近縁者同士で優先性が大きく600、名前が不変の場合は実線、異なる場合は点線としたが、二、三の疑わしい例もある610。仲間組織の結束は多分に暫定的で、市場の問屋・仲買ほどの排他性や固定性はなく、特にA中買同様商人の連帯は流動的と考えられるが、少なくとも、彼らの人員構成の変遷を断片的にも観察することで、次の事実は読み取れる。

まず「制度」の鍵を握る「A」仲買同様商人か

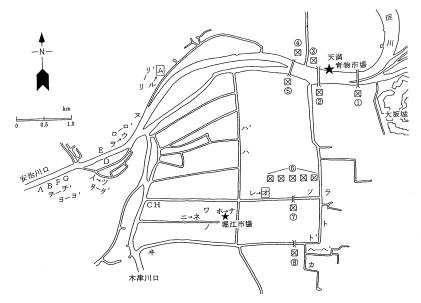
ら分析する。最大の傾向としては、屋号が享和3年(1803)の2~11月に大きく入れ換わり、文化8年(1811)から安政元年(1854)に著しく減少している。前者は、業務の譲渡の容易さと潜在的な担い手の多さを示し、後者は、株仲間解散期以後の「制度」の弛緩を意味する。続いて、屋号別に見ると、安永8年(1779)2月の数名は、延享~安永期(1748~1780)に諸国間屋・船宿を勤め<sup>62)</sup>、また丹波屋藤兵衛は、後の享和3年(1803)11月に登場する佐兵衛(淡路国船宿)の近縁者と見られる。これは、彼らの問屋業務の兼営を示唆する。また、諸国問屋・船宿を勤める多くは文化8年(1811)10月まで系譜が続き、特に難波(浪速)屋は幕末まで中断のない僅か2例の一つである。仲間組織

<sup>(60)</sup> 前掲7)。

<sup>(61)</sup> 例えば、 A 仲買同様商人の播磨屋・河内屋の、享和3年2月から安政3年10月。

<sup>(62)</sup> 諸国問屋とは、「諸藩は大坂に蔵屋敷を設け、所領地の諸産物を大坂に輸送して販売したが、この蔵屋敷には、代々附属せる所定の問屋があった・・・・蔵物を引受くるのみならず、兼ねて同地方の納屋物の売捌にもあたった」という「特定地方産出の商品を種類を限ら

ず、総括的に取扱ふ委託販売問屋」で(前掲1) a), 193頁)、諸国船宿は廻船の「蔵物を引受くる」船宿となる。名前・町名は、江戸期大坂の地誌書『校本 難波丸綱目』(中尾松泉堂,1977,659頁)の商工名鑑綱目「諸国問屋并船宿」と照合。ただし、播磨屋・平野屋・大黒屋の3軒は、町名が享和3年2月の時点と一致せず別人の可能性がある。なお、天満青物市場では、有力問屋が10名ほど諸国問屋を勤めた(前掲7))。



注: Aは享和3年2月および同11月を同時に、Bは天明4年閏1月を図示。カタカナ・アルファベット・実線・ 点線・矢印は全て第3表に対応し、Aカタカナが結んである場合は享和3年2~11月で町名が同じ、かつ家 主・支配人が異動している。※は第5表の享和2年6月の「当時市場差障り場所」を示し、①~⑧も表に対 応する。

第2図 国仲買同様商人と国船宿の店舗分布((a) 天明~享和(1781~1803)期)

の連帯は、商勢の強い彼らが統率したと考えられる<sup>63)</sup>。さらに、店舗(住居ないしは所在地)は、ほとんどを借屋が占め、かつ享和3年(1803)の2~11月では、名前の変化がない全例について、町名の移転、あるいは家主・支配人の異動が見られる。彼らの業務は概して零細な半面で、有力な担い手には複数の店舗の借用もあり得る。注目すべきは、享和3年(1803)2月の有力な担い手である熊野屋庄兵衛が、零細な大和屋藤右衛門と大家を同じくしている事実で、他にもBの船宿と零細なAとの組み合わせで同様な二、三例を指摘できる。いずれも、特定の大家に対する同じ立場での有力一零細の

組み合わせで、所定の敷地内に軒を連ねる市場の問屋—仲買の関係が想起される。

続いて、B 船宿の検討に移る。屋号が安永7年(1778)12月から天明4年(1784)閏1月で急減し、以後は増減しないが、その間で約半数が交替している。諸国船宿を勤める有力な担い手のみ幕末まで中断がなく、A 仲買同様商人と同様に、おそらく彼らが仲間組織を牽引した<sup>64)</sup>。また、店舗は、A より町名の移転が少なく、やはり問屋業務に特化した船宿の活動が明確な形で反映されている<sup>65)</sup>。

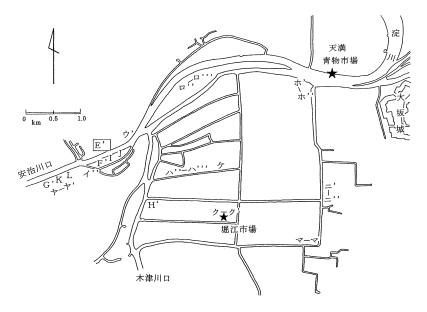
また、第2図を詳しく見ると、以下が指摘される。まず(a)の天明~享和期。天満青物市

<sup>(63)</sup> 享和3年11月の争論では、難波屋・丹波屋・大黒屋の3名を代表に充てている(前掲40),118~119丁)。

<sup>(64)</sup> 例えば、備中屋弥市郎は、「七歩三歩制度」の創設を主導し、安永8年10~11月の争論では、市場の問屋が「(備中屋) 弥市郎儀、去年(=安永7年)出入之砌、諸事右弥市郎壱人引請、掛ケ合等仕、(他の船宿

の) 手本=相成候」と陳述している (前掲40), 75~ 84丁、( ) 内は筆者)。

<sup>(65)</sup> 天明4年閏1月の備中屋の家主である俵屋善太郎は、船宿の綿屋伊兵衛とともに市中川船(上荷船・茶船)を所有していた(『大阪市史 第五』,大阪市参事会,1911,361頁)。



注:Aは安政元年 10 月および同 3 年 6 月を同時に、Bは嘉永 5 年 11 月を図示。Bの内で、(a)から続く備中屋 (E')・綿屋 (G')・小豆嶋屋 (H') の 3 名は、(a) の時点から町名に移転がなく、家主・支配人に異動がある。

第2図 国仲買同様商人と国船宿の店舗分布((b) 嘉永~安政(1848~59)期)

場から遠く離れ、市中縁辺付近を北西から南東へ弧状に分布している。 B は安治川・木津川の河口に集中するが、 A は分散し、後者の主な顧客は天満への往復が容易でない市中縁辺部の、特に南側 66 の小売で占められる。また、 A の有力な担い手の立地が、安治川口の島屋  $(f \rightarrow f')$  ・ 鍋屋  $(f \rightarrow f')$  ・ 3名、市中南東部の丹波屋  $(f \rightarrow f')$  ・ 大黒屋  $(f \rightarrow f')$  の 2名、そして同中

心部の難波屋(ハ・ハ')の1名、と均等である。丹波屋は淡路国船宿 $^{67}$ 、南西部の河内屋(ホ)は、その家主の綿屋太左衛門が問屋を勤める堀江市場の小売と見られ $^{68}$ 、 $\boxed{A}$  は $\boxed{B}$  への「出買」とは別に、その内部でも、問屋と仲買に類似の関係を構築し、市中を  $3\sim 4$  箇所の商圏で棲み分けた印象がある。当時は $\boxed{A}$  9 軒の屋号の交替も、その内 6 軒で町名が移転せず(イ $\rightarrow$ ツ・ $\rightarrow$ 3・ $\rightarrow$ 3・ $\rightarrow$ 5・

<sup>(66)</sup> この一帯は、市場の近辺より庶民的な層が多かった(松本四郎『日本近世都市論』,東京大学出版会,1983,163~211頁)。

<sup>(67)</sup> 店は内陸部にあるが、市中堀川沿いのため、「問屋 類似の営業」(前掲29)) には有利と言える。

<sup>(68)</sup> 堀江市場は、元禄期(1688~1703)に「堀江開発ノ際、町繁盛ノ為、御池通り二丁目・橘通一丁目・新難波町ノ者八名ヨリ、右三町ニ於テ青物市場致シ度旨町奉行へ出願セシ所・・・・当(=天満青物)市場ノ妨害ヲ為サズ様取締ラセベクト申聞ラレ・・・・該場所開市

し(前掲19),205丁)、( )内は筆者)、「仲買と云うもの置かず、直ちに問屋より小売に売渡すのみなり。その物品は大坂接近の在方より産する諸青物をのみ取引するものとす。問屋の数僅二三軒あるのみ」とされる(前掲41),118頁)。河内屋は、安永8年10~11月の争論によれば、「舟宿(備中屋)弥市郎参り、私(=綿屋六左衛門)方=而売呉候様相願候=付、六左衛門方へ取寄」せたのを、播磨屋平右衛門(二)とともに買い付けている(前掲40),75~84丁、( )内は筆者)。

レ→ 才)、業務の譲渡は地縁的な傾向が強い<sup>69</sup>。 続いて、(b)の嘉永~安政期。分布の傾向 は(a)天明~享和期と同じで、特に A の店 舗は、その配置が(a)の有力な担い手の分布 に酷似し、さらに天満の近傍が1軒ある。人数 の減少は仲間組織の衰退を印象付けるが、おそ らく真相は正反対で、むしろ「制度」の弛緩、 つまり市場が人員を把握できなくなった、規制

すなわち、新興卸売経路の担い手は、主な商圏を天満から離れた市中の北西~南東の縁辺部に収め、可能性として、B 船宿一A 仲買同様商人の下部に、その入れ子でA の有力一零細の関係を市場の問屋 - 仲買よろしく内包し、商圏を分担していた。後者の関係は前者より不明瞭であるがで、顧客となる小売への得意先の関係を地縁的に継承すべく、業務が近縁者以外へ譲渡される場合には、それを大いに円滑化させたと考えられる。

#### (2)「七歩三歩制度」の形骸化

の無力化を示している。

新興卸売経路と天満青物市場との利害対立は、問屋―B 船宿よりも仲買―A 仲買同様商人で激しく、それは「制度」が発足して以後の

争論の実態に明白である。すなわち、幕末までの卸売経路の成長過程は、前章の問屋と「出売之方(仁)」=仲買同様商人との結託にも裏打ちされる通り、ほぼAが仲買からの活動の規制を逸脱する推移で終始する。第4表には、形成過程の部分も含め、史料の限り争論を収録した。発掘できない漏れも含め、時期的なムラは目立つが、前節との照合により、Aを中心とする「制度」の形骸化、特に仲買の商圏を侵蝕する販路の拡大は、およそ以下のように説明される。

まず、「制度」が発足して3年後の天明元年(1781)8月までは、第3表にない「仲間外」も含めた船宿と仲買同様商人の不正が相次ぎ、「制度」の非現実性が早くも露見している。そして、直後の天明2年(1782)8月、加えて7年後の同8年(1788)6月には、それぞれ和泉国大鳥郡<sup>71)</sup>の村々、讃岐国小豆嶋<sup>72)</sup>の百姓が、市場に甘藷の直売を訴願し、一方で同4年(1784)閏1月には、B8名が「三歩問屋株」<sup>73)</sup>10枚の公認を幕府に出願しており、新興卸売経路の存在意義はさらに高まり続ける。市場は、これへの対策も込め、天明3年(1783)4月に町触を発布し、青果物全般の直売買の大体的な

歩買請人」、「A仲買同様商人を「三歩仲買」と称している。しかし、前掲50)および同52)の文言から明白な通り、船宿への荷主の委託は「引受」、仲買同様商人の船宿への買い付けは「買請」と表現され、実際に第4表の争論でも、「市場之外二問屋名目有間輔・・・・ 舟宿之儀故、薩摩芋引請入と可申」(天明4年閏1月、傍点は筆者)、「起源市場仲買ゟ三歩処芋売遣し候ゟ、、買請人共一群出来業体相成」(安政3年6月、同)が見える。この問屋業務=「引受(引請)」、仲買業務=「買請(買受)」の対応関係は、全ての争論で混同がなく、両者の取引の性質を如実に反映しており(前掲41)・42)・62))、仲買同様商人の問屋業務の兼営を解釈する上でも重要となる。

<sup>(69)</sup> 市場の仲買による「町方荷ひ売」という表現(前掲50)) は、仲買同様商人の笊振りや焼き芋屋など小売の兼営を示唆している。

<sup>(70)</sup> 仲買同様商人が兼営する問屋業務は、甘藷の商品 特性や取引形態から考えても(前掲30)・44)・45))、 荷主の委託よりは自己の仕込みに基づく傾向を強めた (前掲1) a), 373~426頁) と見られる。

<sup>(71)</sup> 前掲19) の「半田山」一帯に相当する。前掲10) b) では言及されていないが、和泉国産を始め近郊蔬菜としての甘藷(前掲24)) には、多く堀江市場が関与した(安永9年8月~天明元年8月・享和3年8~10月の争論、前掲28)・68))。

<sup>(72)</sup> 現在の香川県小豆郡小豆島町池田付近。

<sup>(73)</sup> 前掲10) b) では、本稿の第3表の[B]船宿を「三

#### 第4表 「七歩三歩制度 | の争論

延享3年(1746)9月記 天満青物市場の仲買が安治川・木津川口の船付場への「出買 | を自粛すべく問屋に約定。

仲買が仲買同様商人4名を安治川・木津川口の船付場への「出買」で告訴したのに続き、問屋も船着場付近の船宿 安永7年(1778)9月 の問屋業務を告訴し、市場と新興卸売経路が全面的に対立。「七歩三歩制度」の約定により落着。 ~同8年2月記

安永8年(1779)10月 仲間外も含むA仲買同様商人2名がB船宿1名の斡旋により堀江市場の問屋1名から甘藷を買い付け、天満青物市 場の問屋が告訴。 ~12月記

安永9年(1780)8月 仲間外も含むB船宿・A仲買同様商人が幾度となく西国筋および和泉国産の甘藷を積み送らず、問屋・仲買が立て ~天明元年(1781)8月記 続けに告訴。

天明2年(1782)8月濫 和泉国大鳥郡5ヶ村の百姓が市場に甘藷の「直売」(市場外での自由な売り捌き)を出願するも却下。

天明3年(1784)4月||
回 市場へ村々より出荷される諸青物の市場外での直売買(「従在方差出候諸青物類、町方船宿亦ハ商人共直買いた し、八百屋小店等ニ直売いたし」)を禁止する町触(1回目)。

天明4年(1785)閏1月書 |A||仲買同様商人1名が||B||船宿10軒分の||三歩問屋株||の取得および管理を出願するも却下。

|A||仲買同様商人が仲買の要求により「制度 | の条項を更新 (1回目)。 天明4年4月記

天明8年(1788)6月濫 讃岐国小豆嶋惣百姓惣代の池田村の百姓が市場に甘藷の「直売」を出願するも却下。

寛政5年(1793)3月記 仲買同様商人が仲買の要求により「制度」の条項を更新(2回目)。

市場へ村々より出荷される諸青物の市場外での直売買(「従在方差出候諸青物類、町方船宿亦ハ商人共直買いた 寛政12年(1800)3月|触

し、八百屋小店等ニ直売いたし」)を禁止する町触(2回目)。

寛政12年4月記 |A||仲買同様商人が仲買の要求により「制度 | の条項を更新 (3回目)。

|A||仲買同様商人が仲買の要求により「制度 | の条項を更新 (4回目)。 享和2年(1802)6月記

享和3年(1803)8月 仲間外の仲買同様商人1名(仲間外)が堀江市場の問屋2名から和泉国産の甘藷を買い付け、天満青物市場の問

~10月記 屋・仲買が告訴。

享和3年11月記 |A||仲買同様商人が仲買の要求により「制度」の条項を更新(5回目)

文化2年(1805)12月酮 市場へ村々より出荷される諸青物の市場外での直売買(「従在方差出候諸青物類、町方船宿亦ハ商人共直買いた

し、八百屋小店等ニ直売いたし」)を禁止する町触(3回目)。

文化8年(1811)2月記 |A||仲買同様商人が仲買の要求により「制度 | の条項を更新 (6回目)。

|A||仲買同様商人が仲買の要求により「制度」の条項を更新(7回目)。 文化9年(1812)5月記

[A]仲買同様商人が仲買の要求により「制度」の条項を更新(8回目)。 文化11年(1814)記

天保4年(1833)3月|| 市場へ村々より出荷される諸青物の市場外での直売買(「従在方差出候諸青物類、町方船宿亦ハ商人共直買いた

し、八百屋小店等ニ直売いたし」)を禁止する町触(4回目)。

株仲間の再興に伴う「素人」(市場外の商人)の諸青物類の直売買(「従在方差出候諸青物類、町方船宿亦ハ商

人共直買いたし、八百屋小店等ニ直売いたし」)を禁止する町触(5回目)。

嘉永5年10月~11月書 株仲間の再興に伴い問屋とBI船宿が「制度」の条項を再約定。

□ 付置回様商人とBI船宿の馴れ合いによる甘藷の分配割合の違反を問屋・仲買が告訴するも、「制度」の条項を市場側が妥協して修正。 安政元年(1854)10月

~12月件

安政3年(1856)6月書 |A||仲買同様商人が株仲間の再興後も仲買への口銭の上納を再開せず、仲買が告訴するも、仲買側の妥協により約

安政6年(1859)4月||
回 市場外部での諸青物類の「他所積直売買(=他所ゟ諸青物類積付候船宿又ハ淀川筋相稼候船持渡世之者共義、

荷主躰之者取拵、其者指図抔与唱、夫々宅前濱先等=而、問屋同様荷物引受、手広二他所積直売買等致 | )を禁止

する町触(6回目)。

青物・乾物などの市場外での直売買および市売同様の商売(「諸国并在々 ゟ・・・・ 問屋へ積登シ候青物乾物・・・・ 当 慶応2年(1866)2月||種

景前海にはない。かかりかられるからいた。 表両海に其外へ出張、船中へ乗込・・・・間屋共ち仕入先貸金致置候場所へも入込、専ら羅買いたし、勝手保ニ荷物引受、他所売等致」)を禁止する町触(7回目)。

・固船宿が問屋から「三歩船宿」の名目を「仲間株帳奥ニ・・・・廉分ケ御差加へ」られ、「制度」の主旨を再約定。 明治元年(1868)8月書

史料:①『天満青物市場史料 上』(大阪市史料調査会,1990,143頁)。

受けるので、おより、「大阪市学 中本は1511607、1014頁)。 ⑤永市壽一『天満市場誌 上』(天満市場市場ま 上』(天満青物市場書類」を収録した史料①、記は史料②、触は大坂市中の町触を収録した史料③、濫は「天満青物市場濫觴」を収録した史料④、件は「三分船宿買請人相手取出入一件」を収録した史料⑤。

禁止に乗り出し、以後も同じ努力を幕末までに7回ほど繰り返すが74)、天保13~嘉永4年(1842~51)の株仲間の解散期からは、特に直売買の流弊が著しい75)。町触の文言では、Bと問屋の利害対立を前面に打ち出しているが、両者は「制度」の条項を嘉永5年(1852)10~11月の1回しか更新しておらず76)、天明4年(1784)4月~文化11年(1814)の約30年間に8回も重ねた「A」と仲買77)とは対照的である。実際に、後者の更新の間隔は、仲買の苦悩を示唆すべく狭まり続けており、前者が争論の中心でない真相は明白である。

第5表では、 A と仲買との条項の変遷を整理した。発足当初の第2表と比較しても、後年ほど活動への規制が厳格さを増し、少なからず A による「制度」の逸脱は、仲買の予測が不可能な方面へと増長している。具体的には、買い付けと売り捌きの両面で仲買が取引から駆逐され、「仲間外」も含む仲買同様商人は、以下のごとく取引形態の成熟と販路の拡大を見せる。まず、買い付けの側面について。天明4年(1784) 4月から享和2年(1802) 6月の4回では、和泉国産の甘藷および「仲間外」の船宿への廻着分、さらに季節外れの「春芋」の取引

が禁止され<sup>78)</sup>、荷主(船頭)との新規の取引を盛んに開拓している。享和3年(1803)11月から文化11年(1814)の4回では、単なる取引内容の統制に仲買が限界を感じてか、買い付け方法の技術的な干渉が始まり、廻船(「客船」)に乗り込んでの荷物の選別(「芋撰取」)を禁止し<sup>79)</sup>、廻着分は全て市場へ送り込ませるなど<sup>80)</sup>、荷主との馴れ合いや癒着の一層の深まりを感じさせる。

続いて、売り捌き。寛政5年(1793)3月か ら享和3年(1803)11月の4回では、売り捌き 方法への技術的な干渉が続き、Aの活動を仲 買より不利な条件に抑え込んでいる。すなわち、 顧客である小売(「自分得意先」あるいは「町 方得意先|)への持ち込み(「持附売|)を許さ ず81)、取引ないしは店舗の禁止区域(「申合之 構場」や「市場差障リ場所」)を設定し82)、取 引の現場を市場敷地内での仲買のそれに準拠さ せている。取引や店舗の禁止区域を享和2年 (1802) 6月の「市場差障リ場所」で見ると (第2図(a))、天満の周辺一帯、および市中 の南側から天満へ向かう主要な筋の公儀橋付近 が目立ち83)、新規の顧客は天満へ買い付ける小 売から獲得されている。文化8年(1811)2月 以降の3回では、一転して技術的な干渉がほぼ

<sup>(74)</sup> 新興卸売経路の取引に相当する文言のみ、( ) 内に原文を抜粋した。文化2年以外は全て凶荒や物価騰貴など経済の不安定な時期で(新保博『近世の物価と経済発展―前工業化社会の数量的接近―』,東洋経済新報社,1978,85~163頁)、甘藷の取引が不況下ほど収益を上げた事実(前掲30),385~406頁)ともよく符合する。

<sup>(75)</sup> 株仲間の排他性が薄れ、問屋・仲買による取引の 独占も縮小した(永市壽一『天満市場誌 上』,天満 青物市場,1929,224~289頁)。

<sup>(76)</sup> 株仲間再興に伴う条件項目の確認で、内容に変更 はない(『天満青物市場史料 上』,大阪市史料調査会, 1990,67~72頁)。

<sup>(77)</sup> 時期が必ずしも町触と一致せず、仲間外を含む仲 買同様商人の増長が率直に表現されている。

<sup>(78)</sup> 天明4年4月(3)、寛政5年3月(3)、同12年 4月(2)、享和2年6月(2)·(4)。

<sup>(79)</sup> 享和3年11月(2)、文化8年2月(2)。

<sup>(80)</sup> 享和3年(2)·(3)、文化8年(3)·(4)·(6)。

<sup>(81)</sup> 寛政 5 年 (1)・(4)、同12年 (1)、享和 2 年 (1)・(5)。「構場 (所)」は判明しない。

<sup>(82)</sup> 寛政12年(1)、享和2年(1)。

<sup>(83)</sup> 享和2年(5)。市中の中心部を東西に伸びる順慶町通りは、『摂津名所図会大成 其二』に「順慶町夜店」として「種々(さまざま)に品を飾りてこれを商ふ・・・・店々に挙(こぞ)る・・・・いふとも尽ぬ種々(しなじな)ハ、実頂門(げにあたまのてへん)より趾甲先(あしのつまさき)まで用ゆる品のあらざることなく、其繁盛なること比類なし」の繁華街で名高く(『浪速叢書 第八』,浪速叢書刊行会,1928,550~552頁、()内は筆者)、おそらく陸路による和泉国産の甘藷(前掲10)b)・24)・37)・71))が多く飛び交った。

## 第5表 仲買―国仲買同様商人の「制度」条項の更新

| 天明4年4月<br>(1785)  | (1) 三歩通り之芋我々(囚仲買同様商人) 共立会買請・・・・銘々買請候砌者、芋之買高=応し壱歩通之口銭各々(仲買) 方江無相違差遣し可申候。<br>(2) 市場着船之芋買請候節者、此儀も芋之買高=応し弐歩通り之口銭各々(仲買) 方江差遣し可申候。<br>(3) 泉州芋直買相成不申旨、此儀も承知仕候。  |
|-------------------|--|
| 寛政5年3月<br>(1785)  | (1)申合之構場(=不明)兼而致承知候。<br>(2)市場之外=而仲買名目相立候儀、決而差支之趣・・・・承知仕候。<br>(3)其余(仲間外の)船宿江着仕候芋#=泉州芋其外何方ゟ参り候芋、決而買請申間敷。<br>(4)右之場所(=不明)శ御差障之段承知仕候=付、変宿仕間敷、尤是迄住宿仕居候儀者格別、右場所除変宿・名前替・印形替節、早速此帳面=張替可申。  |
| 寛政12年4月(1800)     | <ul> <li>(1) 三歩芋私共(A)仲買同様商人)買請、自分得意先江持付売仕候儀者決而仕間敷候、且又前出有之候構場所(=不明)<br/>之外たり共持付商内仕間敷候。</li> <li>(2)両川口泉州芋ニ不限、外々ゟ出候芋決而買請申間敷。</li> <li>(3)芋仲買与申名目相立候儀者是又決而仕間敷候。</li> </ul>  |
| 享和2年6月<br>(1802)  | (1) 三歩通り之芋、私共(A)仲買同様商人)買請候而自分得意先江持附売仕候義決而仕間敷候、且又・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・   |
| 享和3年11月<br>(1803) | (1) 三歩買請之薩摩芋、町方得意先江持附売決而仕間敷候事。<br>(2) 薩摩芋之儀者、先年ゟ天満市場之立直段ヲ以私共《日仲買同様商人)買請候定=付、入津之客船江芋直合=私共了簡ヲ以申間敷候、丼ニ歩分之節、芋撰取仕間敷候事。<br>(3) 両川口船宿之内、過掛ケ致し候方御座候共決而三歩通ゟ上買請申間敷候。<br>(4) 当時私共《日仲買同様商人》人数之内、変宅・名前替等有之候節者、其許(仲買)様江相届候而是迄差入置候帳面張替可仕候。  |
| 文化8年2月<br>(1811)  | (1) 三歩通御相対ヲ以我々(A)仲買同様商人)中 正買請候右(安治川・木津川口に入津の)芋、町方各々得意先々 正持附候<br>儀、其許(仲買)御仲間差支ニ相成候故、右決而仕間敷候事。<br>(2) 先年ゟ天満市場 立不残着之上、御相対ヲ以三歩通船宿より私共(A)仲買同様商人) 立直取被成下候段、甚勝手宜敷系<br>奉存候。<br>(3) 薩摩芋之客船へ我々(A)仲買同様商人)中乗込直段掛ケ引決而致間敷候、非芋撰取抔是又決而仕間敷候事。<br>(4) 三歩之外決而過掛ケ御頼申間敷候。<br>(5) 我々(A)仲買同様商人)中変宅致候節者、其御仲間(仲買) 立御申上、場所ニより差障之方(=不明) 立参り候得者、前文御<br>相対之芋御売不被下候段承知致候事。<br>(6) 薩摩芋入津之船 に、我々(A)仲買同様商人)中之内ゟ乗込其御方(仲買)市場ニ而直組之差障ニ相成候儀、決而仕間敷<br>候事。 |

史料:『天満青物市場仲買仲間記録』(大阪城天守閣(南木コレクション),41~133丁)。

注:()内は筆者。

消え、単に店舗(住居ないしは所在地)の制限のみとなり<sup>84)</sup>、同じ時期に規制が強化され続けた買い付けの側面と好対照である。興味深いのは、享和2年(1802)6月から同3年(1803)11月の2回をほぼ境目に、それ以前の売り捌き、以後の買い付けと、条項の重点が転換した事実である。当時は、既述の通り市中で焼き芋屋が一般化した直後に相当し<sup>85)</sup>、この段階で、あるいは仲買がAの有力一零細の関係を統制し得なくなり、取引の主導的地位を明け渡したとも理解される。

さらに、こうした推移は、「仲間外」の仲買同様商人の増加が続く側面からも傍証される。 寛政5年(1793)3月以後の、同12年(1800)4月を除く6回では、一貫して無断での店舗 (住居ないしは所在地)の移転や名前の変更が禁止され<sup>86)</sup>、業務の譲渡、つまり有力一零細の関係の刷新が頻発している<sup>87)</sup>。第3表でも、享和3年(1803)の2~11月に過半の屋号が入れ換わっており、こうした仲間組織の裾野の広さ、構成する人員の所在なさが、「制度」の形骸化を端的に象徴している。

さらには、天保13~嘉永4年(1842~51)の

株仲間解散期を過ぎた幕末では、「仲間外」の 仲買同様商人、それに同じく船宿のアウトサイ ダー的な活動まで全面開花する。第3表では、 まず安政元年(1854)10~12月に、AがBと の馴れ合いで「七歩三歩」の比率を無視し始め88)、 同3年(1856)6月には、やはりAが仲買へ の「口銭 (=手数料)」の滞納を常態化させ、 結果的にその減額を勝ち取っている。安政6年 (1859) 4月と慶応2年(1866) 2月の町触か らは、Aの有力な担い手がBとともに「他所 積直売買」、おそらく京都送りを本格化させた 様子が窺え<sup>89</sup>、第2図(b)に表れた嘉永~安 政期の「制度」の弛緩、ないしは市場の規制の 無力化が示されている。Bの「問屋類似の営 業」は以後も拡大し続け、維新直後の明治元年 (1868) 8月には、問屋から「三歩船宿」の名 目で「廉分(=仲間入り)」を認可され90、新 興卸売経路は名実ともに市場の出先機関となっ た。

以上は、決して卸売経路の単なる地理的な交替とも言えず、あくまでアウトサイダー的な担い手が台頭し成長した過程と意味付けられよう。その証拠に、こうした争論の裏側で、天満

<sup>(84)</sup> 享和3年(4)、文化8年(5)。

<sup>(85)</sup> 前掲36)。

<sup>(86)</sup> 寛政5年(4)、享和2年(5)、同3年(4)、文 化8年(5)。

<sup>(87)</sup> 特に市中の南側の縁辺部では、他国から廻船の乗員が数多く長期的に逗留しており(前掲66))、一部の彼らが繋ぎの「渡世」として、享和3年11月に問題視された通り、人数の限られた名前を交替で背負ったとも考えられる。仲間組織に株はなく、人員の交替は文化元年10月に「私共(仲買同様の)商人中ゟ大躰之譲りハ決而仕間敷・・・・向後親類譲り之外、他家譲り之儀容易ニ・・・・仕間敷候」と制限されたが(前掲40)、118~119丁、( )内は筆者)、例えば、享和3年2月の播磨屋平右衛門(ニ)が、実際には安永8年10~11月でも活動を確認できる通り(前掲68))、第3表以上に交替ないし変遷は複雑を極めた。

<sup>(88)</sup> 必然的に前掲79) の条項は反故と化した(前掲75), 250~264頁)。

<sup>(89)</sup> 甘藷は、明治40年(1907) 前後まで「近年(京阪) 汽車・(大湖) 汽船ノ便開ケシ以来、従前九州・四国 地方ヨリ大坂へ輸入セシモノモ直チニ京都・近江等ノ 地方へ運搬スルヲ以テ、大阪市場ハ常ニ飲乏ヲ告クル ノ有様トナレリ」(前掲19),307~310丁)。

<sup>(90) |</sup> A も、同年3月の「仲買株帳」に「三歩買請組」の名目で並記されており(第3表の書)、市場との関係はBに等しいと見られる。もっとも、仲買は享和2年(1802)4~5月に、全品目の「出売」(前掲46))30名前後を空株(前掲54)・57))の「貸株」で仲間に加入させ(前掲76),130~133頁)、仲買同様商人への懐柔策に出ており、仲間組織の結束が流動的な点で、| A とは異種同根の素性(前掲87))を晒している。

青物市場の担い手も同様に仲買の優位となりつつあり<sup>91)</sup>、アウトサイダーの増長は、言わば大坂市中の青果物卸売経路が全体的に仲買業務へと傾斜する趨勢の、氷山の一角に過ぎない。その結果が、新興卸売経路の取引形態上の成熟、あるいは秩序の多様化、緊密化に裏打ちされた、存在意義の高まりを招来すると理解され、具体的には、焼き芋屋の一般化に象徴される市中での甘藷の商品化、嗜好の拡大に相応した卸売経路の専門分化が進展する<sup>92)</sup>。

#### V. おわりに

本稿で得られた知見を集約すれば、西国筋甘 菌の新興卸売経路の形成と拡大、特にその後者 が、江戸期後半の大坂で見られた青果物卸売経 路の全体的な成長過程を象徴していた、となろ う。当初こそ典型的なアウトサイダーの性格を 持たず、天満青物市場の問屋の独占に依存する 「出売之方(仁)」の出現を発端とし、また、彼 らが船宿と結束して仲間組織の公認を得た「七 歩三歩制度」も、所詮は仲買に付属する立場で の、取引の制限を条件とした。しかし、ほどな く「仲買渡世之者」、つまり仲買同様商人とし ての活動は広汎に展開され、仲買の商圏を侵食 すべく、有力な担い手の船宿の兼業による秩序 の多様化と、同時に荷主から小売までの取引形態の緊密化を押し進め、その販路は次第に拡大した。こうした「制度」からの逸脱は、仲買による彼らの統制を形骸化させ、その活動への介入は不可能となり、さらに仲間組織の担い手の把握も失効した。その最大の転換点は間違いなく享和期(1801~03)にあるが<sup>833</sup>、意外なのは、これら一連の動向、すなわち取引形態の成熟と仲間組織の有名無実化との並行が、商圏の縮小により独占力を削がれた、天満青物市場の問屋・仲買の姿そのものさえ代弁する事実である<sup>843</sup>。

ところで、以上の青果物卸売経路の成長過程は、前稿で解明した江戸期前半の天満青物市場のそれと連関させれば、一体いかに意味付けできるであろうか。当時の天満青物市場は、大坂市中に唯一の独占的な青果物卸売経路として、全国的にも最大級の取引規模を誇り、集荷圏を畿内一円から西日本一帯に拡大しつつ、担い手を問屋のみから問屋一仲買の二段階の構成に分化・発展させた<sup>95)</sup>。この、全国の青果物流通事情の趨勢を先鋭的に象徴する姿は、当時の大坂市中の急激な人口増加に照応しており、市場を担う商人の間の秩序は、約40名の問屋の糶羅に対して80名余の仲買、そして、それを不特定多数の仲買同様商人が分厚く取り囲む、という状態と化した。実は、本稿で分析した延享期

<sup>(91)</sup> 幕末の市場は問屋16~17名・仲買120名前後で(西村徳蔵『大阪乾物商誌』,大阪乾物商同業組合,1933,331~379頁および前掲19),205丁)、安永期(1772~80)よりも特に問屋数が少なく(前掲54)・57)、「国による、仕込問屋の兼営(前掲70))や、「Bの株の差配(前掲73))を連想させる。

<sup>(92)</sup> 第4表の町触のほぼ全てには、省略した近郊蔬菜の関連(前掲46)、「在々出口江商人共出迎、於途中買取、門先濱先等ニ而売捌」)の文言が含まれ、アウトダイダー的な新興卸売経路が、保存性の良い主要品目と悪い近郊蔬菜に大きく分化した傾向を示唆している(前掲47)・58))。

<sup>(93)</sup> 前掲90)。「貸株」の行われた時期が、第4表の条項の重点が交替する直前に相当する事実も、この見方

を傍証する。

<sup>(94)</sup> 前掲91)。万延元年 (1860) には、仲買が前掲90) の「貸株」と同じ趣旨で、近郊蔬菜のアウトサイダー的な新興商人を次々に仲間入りさせ(前掲10) a)・b)、および『天満青物市場史料(下)』、大阪市史料調査会、1990、1~54頁)、自ら仲間組織の連帯の弱体化を呼び込んでいる。

<sup>(95)</sup> 前掲7)。17世紀末~18世紀初を転期に、傾向として、全ての問屋が横並びで近郊蔬菜を取り扱う状態から、主要品目と近郊蔬菜とに分化する状態(前掲58))へ発展した。なお、市場が市中に分散した江戸では、概して仲買が未発達で、仲間も問屋にしか見られなかった(前掲30) a)、221~557頁)。

(1744~47) の仲買と「出売之方(仁)」との争論も、こうした市場の成長を裏打ちする動向の一環に他ならず、もし甘藷の普及が実際と大きく前後すれば、卸売経路が市場から派生する過程も、本稿の分析結果とは全く異なったであろう%。その後も青果物の商品性は高まり続けたが、江戸期前半とは対照的に、市中の人口は横這いから微減に転じておりが、従って集荷圏も、取引を急増させる顕著な拡大は見込まれない。仲買同様商人の台頭と、同時に市場の独占力の衰退、すなわち青果物卸売経路の専門分化は、従来の大規模な問屋業務が、より雑多で小規模な仲買業務に吸収され、特定少数の担い手に絞り込まれる過程であるが、同時にそれは、卸売経路が量的に発展した江戸期の前半に対する、

質的に発展した後半と解釈できよう%)。

さて、冒頭でも触れた通り、本稿の経緯は、明治期以後の全国的な青果物流通事情の趨勢が、大正12年(1923)の中央卸売市場法の制定へと収斂して行く方向性を、かなり明確に予感させる<sup>99)</sup>。それは、一言すれば、問屋と仲買との制度上の格差が次第に解消し続ける過程であり<sup>100)</sup>、その転機は明治19年(1886)にあるが<sup>101)</sup>、紙幅の都合で今回は論及できなかった。残された課題、とりわけ天満青物市場の問屋の動向や、近郊蔬菜を始め他のアウトサイダーとの比較および関連付け、さらには荷主と小売の実態の把握などとともに、いずれ取り組む機会があろう。他日に期したい。

<sup>(96)</sup> 前掲30) および47) より、多様な経緯が想定される。

<sup>(97) 『</sup>新修大阪市史 第四巻』(大阪市, 1990, 200頁)。

<sup>(98)</sup> 前掲92) ・94) ・95)。

<sup>(99)</sup> 前掲14)。

<sup>(100)「</sup>維新後、(仕込) 問屋・仲買間の境界が紊れ、(仕込) 問屋は同時に仲買たるに至ったから、こ、に 二つが合体して所謂卸商なるものを形成するに至」った「卸問屋」(前掲1) a),579~701頁、( )内は

筆者)の創出に相当し、これが後の中央卸売市場では、 一括の中卸として配属される。

<sup>(101)</sup> この年に問屋と仲買の兼業が可能となり、さらに同21年(1888) 4月には、双方の仲間が合併して「市場営業者」の名称に統一された(前掲75),307~507頁)。なお、この点を詳しく分析した八木滋「明治前期大阪における青物の流通と商人」(広川禎秀編『近代大阪の地域と社会変動』、部落問題研究所、2009、45~81頁)には、再検討の余地が多い。